

農林水第18-261号
平成30年7月13日

考

公益社団法人三重県獣医師会 会長 様

三重県農林水産部長



飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について

このことについて、平成30年7月2日付け30消安第1181にて農林水産省消費・安全局長より通知がありましたので、ご了知のうえ、貴団体会員に対し、周知をお願いします。

なお、本改正の概要は以下のとおりです。

記

1 改正内容

L-カルニチンについて新規に飼料添加物として指定され、その成分規格等が設定された。

なお、L-カルニチンは飼料の栄養成分その他の有効成分の補給を目的とした、種豚用飼料に添加する物質である。

2 施行期日

平成30年7月2日

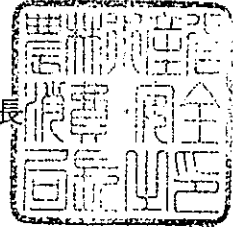
事務担当：畜産課
家畜衛生班 岩澤
TEL:059-224-2544
FAX:059-223-1120



30消安第1181号
平成30年7月2日

三重県知事 殿

農林水産省消費・安全局長



飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について

このことについて、別紙1のとおり本日付けで公布されましたので御承知願います。また、下記事項について、貴管下関係者に対する周知徹底方お願いします。

記

L-カルニチンは、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給を目的とし、種豚用飼料に添加する飼料添加物として指定されました。妊娠期の豚及び授乳期の豚に給与することで、子豚の生育が良くなる効果が期待されます。

なお、本改正の概要については、別紙2を御参照ください。